

TRCのASR引取基準

令和4年3月1日
豊通リサイクル株式会社

1. 趣旨

本書は、ダイハツ工業株式会社、トヨタ自動車株式会社、日野自動車株式会社、本田技研工業株式会社、ビー・エム・ダブリュー株式会社、Stellantis ジャパン株式会社及びフォルクスワーゲングループジャパン株式会社から「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下、「自動車リサイクル法」という。）に基づき自動車製造業者等に義務付けられた使用済自動車に係る自動車破碎残さ（以下「ASR」という。）を円滑で効率的な引取りと再資源化処理等の業務委託を受けた豊通リサイクル株式会社（以下「TRC」という）が指定引取場所でASRを引取る基準として設定する。

2. 引取基準の前提条件

- (1) 自動車リサイクル法に基づき自動車製造業者等が引取るものは、解体業者・破碎業者の再資源化基準等に従って「事前選別処理品目」の回収が行われた後発生する自動車由来のASRである。 ASR=Automobile Shredder Residue
- (2) ASRの引取重量は、自動車製造業者等が予め各車台一台ごとに設定したASR基準重量（電子マネIFESTO上で確認可能）の範囲とする。
- (3) ASRの引取基準に適合しているかどうかは、TRCが定める指定引取場所において確認する。
- (4) ASR引取りゲートにおいて、引取基準に合致しない場合（ASR中に「異物*」の混入が認められた等）は原則その搬入単位全て「引取り拒否」するものとする。遠距離輸送のケースで引取拒否をする場合、TRCは往路復路とも運送費補助は一切せず、破碎業者殿負担とする。
- (5) 但し、荷降ろし後に異物混入が検出された場合は、TRCと破碎業者殿との協議により、異物は別枠で取り扱うこととする。
- (6) 上記(5)の、異物の別枠処理にかかる費用については、原則全て破碎業者殿負担とする。支払方法（破碎業者殿が直接再資源化施設に支払うのか、TRCを通してか）については別途調整し決定する。

* 「異物」とは、

非自動車物品（家電・自動販売機・パチンコ台等の破碎屑、塗料缶・プラスチック箱等の物品や破碎屑、その他）、事前選別処理品目、解体・破碎基準に従った適正処理がされていないもの（シート丸ごと等）、移動報告された以外の車両の部品等をいう。

* 「事前選別処理品目」とは、

下記ア)、イ)、ウ)のものをいう。

ア) 法第16条および規則第9条に定められた再資源化基準に従い、解体業者の義務として適正に回収されるべき下記のもの。

- ・ エアバッグ類
補足；取外しもしくは車上作動処理が必要である。
- ・ タイヤ（スペアタイヤも含む）
- ・ バッテリー（鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池）
- ・ 燃料、オイル、ロングライフクーラント等の液類

- ・ 蛍光管（大型バス等の室内照明用のもの）
- イ) トランク内のゴミ
- ウ) 足回り等の著しい土砂

3. 施設の基準への対応

TRCが指定した引取場所の施設に基準がある場合は、別紙に定める。

4. ASR引取基準

(1) 性状

- ① 異物の混入がないこと。
- ② 水分・土砂含有率は降雪寒冷地においてのみ適用し、別途定める値以下であること。

(2) 引取り方法

- ① 別紙に指定した引取場所であること。
- ② ASRは別途取決め、定めたタイミングでの搬入であること。
- ③ 別途定められた要件を満たした電子マニフェスト上の引渡報告が行われていること。

(3) 荷姿

- ① ASRの飛散や雨水が浸入しない運搬形態であること。(カバー等)
- ② 電子マニフェスト上で登録済みのトラック単位での運搬であること。
(原則10トントラック以上)

ただし、ASRの発生量が6t/日以下または解体自動車の破砕台数が900台/月以下のシュレッダー業者に対してはASR運搬形態単位として、4t車以上のトラックによる運搬を可とする。

- ③ 荷室内より異常な水漏れのないこと。

5. ASR引取基準不適合時の処置

(1) 荷降ろし前の不適合の場合は、原則下記①から⑦の搬入単位すべてについてASRの引取を拒否する。(破砕業者殿に連絡)

さらに、各不適合の回数に応じて所轄省庁・自治体へ通告を行なう。

- ① 移動報告無し(入力洩れや計画外持込)の場合。
- ② 報告上の車両でない(入力ミスや登録外車両の使用)場合。
- ③ ASR飛散や雨水侵入したと思われる輸送形態及び荷室内からの異常な水漏れの場合。
- ④ 放射線検査NGの場合は引取を拒否し、即時 所轄官庁及び自治体に通告する。
- ⑤ 目視検査NGの場合。
- ⑥ 水分検査NG(特別上乘せのケース)の場合。
- ⑦ ASR重量が基準値よりオーバーした場合。

※荷降ろし前に重量を把握できるように、事前に空車重量を登録しておく。

※注：A. 重量計の誤差等の扱いは別途定める。(参照：ASR引取重量「超過」時の対応について)

B. 移動報告上のASR紐付け重量は、荷降ろし後のASR実重量で評価する

(2) 荷降ろし後の不適合の場合

目視検査NGの場合は、破砕業者殿立会いの元、「除去可能」か「処理可能」かを判断し破砕業者が適切な処理をする。

さらに、各不適合の回数に応じて所轄省庁・自治体へ通告を行なう。

- ① 「除去可能」の場合は、

異物を除去後重量測定し、減算重量を破砕業者殿に連絡する。

破砕業者殿は減算結果で引渡し報告修正する。破砕業者殿は異物を持ち帰る。

- ②「除去不可能で処理可能」の場合は、
破砕業者殿立会いの元、異物混入率(正味A S R重量)を算定する。
破砕業者殿は減算結果で引渡し報告修正する。
破砕業者殿は異物分処理費を再資源化施設(またはT R C)に支払う。
 - ③「除去不可能で処理不可能」の場合は、
原則、「引取拒否」をする。
破砕業者殿は原則として全てを持ち帰る。
- (3)①A S R処理後の不適合の場合
不適合の回数に応じて所轄省庁・自治体へ通告を行なう。
特別管理廃棄物(P C B、強酸、強アルカリ、等)検出の場合は、即時所轄官庁及び自治体に通告を行なう。
- ②化学検査等でN Gの場合には
破砕業者殿に不適合状態を警告し、A S R処理施設に現状復帰や異物処理の費用算出依頼をする。
処理費用を破砕業者殿に請求し、受領する。
破砕業者殿はA S R処理施設に費用を支払う。

6. 遵守すべき環境関連法令

〈遵守すべき環境関連法令は次のとおり〉

下記環境関連法令の条項、政省令及び告示等の定めに対し不適合が無いこと。

- (1)使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年七月十二日法律第八十七号)
- (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(平成一四年五月二九日法律第四五号)
- (3)ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年七月十六日法律第五号)
- (4)水質汚濁防止法(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十八号)
- (5)大気汚染防止法(昭和四十三年六月十日法律第九十七号)
- (6)土壌汚染対策法(平成十四年五月二十九日法律第五十三号)
- (7)浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)
- (8)騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)
- (9)海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)
- (10)悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)
- (11)振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)
- (12)特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)
- (13)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)